

## 特定化学物質管理指針の改正について（案）

### 1 背景と課題

#### 背景

南関東地域でM7クラスの地震が発生する確率は70%  
東日本大震災の被災3県では地震動での被災率2.5%

#### 課題

その性状等から特定化学物質等は常に厳格な管理が求められる。  
特定化学物質等取扱事業者に災害対策を促す必要がある。

### 2 方途

#### 埼玉県生活環境保全条例

#### 第72条 特定化学物質管理指針

特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置

- ①適正管理の方法、②回収・再利用等合理化対策、③県民の理解の増進、  
④事故の防止対策に関する事項

災害対策を新たに盛り込む

#### 第75条 特定化学物質適正管理手順書

適正管理指針で求められる措置に関する事項について書面または図面を取りまとめたもの。取扱量報告事業者に作成・提出を義務付ける。

### 3 改正の内容

- ・想定される災害の被害程度を確認（埼玉県地震被害想定調査結果等を活用）
- ・特定化学物質等に起因するリスクの把握及び計画的な低減
- ・事故及び災害の発生に備えた訓練実施と継続的な改善（最低年1回）
- ・JIS Z 7253（化学物質の性状及び取扱いに関する規格）発効に伴う文言修正

### 4 事業者への周知、指導

#### 周知

改正指針（平成 年 月告示）

「指針の解説」の更新

（本文解説、手順書記載例、先進/優事例、参考資料一覧から構成）

啓発資料の作成及び事業者説明会の開催（4か所）

#### 職員育成

事務処理要領の改正

職員研修（適正管理手順書の確認ポイントと指導上の留意事項）

#### 指導

適正管理手順書提出時の確認、指導（※平成 年 月～）

適正管理手順書に記載された内容を立入検査で現認、指導

優れた取り組みを収集して他事業者へ横展開し、全体の底上げを図る

※変更の場合は、取扱量の多寡に応じ3年度に分割して提出期限を設定